

公益社団法人堺観光コンベンション協会バナー広告に関する取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下「本協会」という）のホームページ「堺観光ガイド」（以下「堺観光ガイド」という。）に広告を有料で掲載することに関して、本協会広告掲載規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 堺観光ガイドに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載規準)

第3条 広告掲載の基準は、規程第3条の規定によるものとする。また、広告の内容が次の各号に該当するものは、掲載しない。

- (1) 会社名、ブランド名、製品・サービス内容のいずれかの表示がなく、広告の主体が明確でないもの
- (2) デザイン及び色彩等が、堺観光ガイドの品位やイメージを損なうおそれがあるもの
- (3) 本協会の事業、お知らせ等であるかのような表現により、本協会からの情報と誤解するおそれのあるもの
- (4) ボタン、テキストボックス（文字入力が行えるように見えるもの）、プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）等入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの
- (5) 文字、イラストの解像度が低く、不鮮明なもの
- (6) アニメーション（動きのあるもの）、背景を透過色にしたもの

(広告の掲載位置、枠数、掲載料及び規格・作成)

第4条 広告の掲載位置、枠数、掲載料及び規格・作成については、次のとおりとする。

- (1) 広告を掲載する位置は、本協会が指定した位置とする。
- (2) 堺観光ガイドにおける広告枠数は、最大10枠とする。うち3枠については、市内に事業所、事務所又は店舗等を有する者を優先するものとする。
- (3) 広告掲載に使用するバナーの新規作成を希望する場合は、本協会が指定する委託業者で作成することができる。（バナー作成につき、トップとサイド合わせて15,000円からとする）
- (4) 広告の掲載料は、1か月本協会会員10,000円、非会員20,000円（税込）とする。
- (5) 広告の規格は、トップ縦370ピクセル×横600ピクセル、サイド縦133ピクセル×横400ピクセルとする。また、形式については、JPEG形式またはGIF形式とし、FLASH形式は不可とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、最大12か月以内とする。

2 広告掲載の開始日は、原則として月の最初の日とし、終了日は、月の最後の日とする。

3 広告主は、広告掲載期間終了後も広告掲載の継続を希望する場合は、広告掲載の終了日の1か月前までに広告掲載継続の申込みをしなければならない。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、堺観光ガイドによる公募により行う。

2 募集は、広告枠を新たに設けたとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

(申込資格)

第7条 広告掲載の申込みは、個人、法人又は市内の地域産業、商店街、市場若しくは専門店の団体で、引き続き1年以上営業活動を行っており、かつその業務内容が明確な者に限り行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、公益社団法人堺観光コンベンション協会バナー広告掲載申込書(以下「申込書」という。)を本協会に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、変更しようとする広告原稿(画像データ)を添付しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 本協会は、第8条の規定による申込みがあったときは、広告掲載の基準により当該広告掲載の可否を判断し、申込者に通知する。

2 広告掲載の優先順位は、申込みの日付による受付順により決定するものとする。

3 同日に複数の申込みがあり、申込数が募集枠数を超えたときは、掲載希望期間の長い者を優先する。

4 前2項の規定によっても広告主を決定できないときは、市内に事業所、事務所又は店舗等を有する者を優先する。

5 前3項の規定によっても広告主を決定できないときは、抽選により広告主を決定する。

(広告料の支払)

第10条 広告主は、掲載料の支払いを申込のあった月の翌月末までに支払うこととする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、自ら広告原稿(画像データ)を作成し、本協会が指定する日までに提出するものとする。

(広告内容等の修正)

第12条 本協会は、広告の内容等が規程若しくは細則に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対し、修正を求めるものとし、広告主は、修正に応じなければならない。

2 本協会は、広告掲載後、広告主がリンク先のホームページの内容の修正を行う必要があるときは、修正までの間、リンクを一時的に解除することができる。

3 前項の解除期間中の広告料の還付は行わない。

(広告掲載承認の取消し等)

第13条 本協会は、広告掲載の承認を取り消した場合であっても、広告の原稿作成費用その他一切の費用について補償しない。

(広告料の還付)

第14条 広告料の還付について原則行わないものとする。ただし、本協会の都合により、やむを得ず、広告掲載を取り消した場合は、掲載期間の残りの月数に応じて算出し、広告料を還付することができる。還付額の算出については、月の途中で広告掲載を取り消した場合の当該月は、日割りにより計算して得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告料の還付は行わないものとする。

(広告掲載期間の延長)

第15条 広告掲載期間内に、本協会の都合で堺観光ガイドを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、本協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

3 前2項の規定による掲載期間の延長ができないときは、当該期間の広告料を還付するものとし、還付する広告料は、前条の例によるものとする。

(広告内容の変更)

第16条 広告主は、第9条により承認を受けた広告内容を変更しようとするとき、又は広告のリンク先を変更するときは、公益社団法人堺観光コンベンション協会バナー広告内容変更申請書（以下「申請書」という。）を変更予定日の10日前までに本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により、申請書を提出するときは、変更しようとする広告原稿（画像データ）を添付しなければならない。

3 前項の規定により提出された変更しようとする広告原稿（画像データ）の修正については、第12条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。本協会は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(その他)

第18条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年3月1日から施行する。